

国産車両用優良部品の調達要領について（通達）

昭和 48 年 11 月 15 日  
陸幕武第 653 号

改正 昭和 51 年 7 月 28 日陸幕武第 367 号電 平成 6 年 10 月 26 日陸幕武化第 562 号  
平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号  
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号  
令和元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号

陸上総隊司令官  
各方面総監 殿  
補給統制本部長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 75）

国産車両用優良部品の調達要領について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、陸幕発武第 295 号（35. 5. 21）「国産装輪車両優良部品調達要領に関する通達」（例規 75）、及び陸幕発武第 483 号（38. 9. 16）「国産装輪車両優良部品調達要領の細部事項について（通達）」（例規 75）は廃止する。

記

- 1 目的  
国産車両（トレーラを含む。）の整備のため純正部品とともに、純正部品と品質・機能がほぼ同等の市販部品（以下「優良部品」という。）を調達し、予算の効率的使用を図る。
- 2 優良部品対象品目の範囲  
別紙第 1 に示すとおり。
- 3 調達採用部品の選定及び銘柄の指定  
補給統制本部長は、優良部品対象品目について、次の各号を考慮のうえ調達採用部品及び銘柄を選定及び指定し、毎年 1 回 10 月末（昭和 49 年度は昭和 48 年 12 月末）までに各補給処長へ指示するものとする。
  - （1） 調達採用部品の選定
    - ア 取得の可能性
    - イ 経済性
  - （2） 銘柄の指定
    - ア 純正部品業者

イ JIS 認定品目製造業者

ウ 陸上自衛隊装備車両に装着している部品の供給銘柄

エ 類似部品の納入実績があり、品質を保証し得る銘柄

#### 4 優良部品規格の整備

補給統制本部長は、調達採用部品について品質の確保を図るため優良部品規格の整備を行うものとする。

#### 5 調達の方法

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書、優良部品規格及び個別仕様書により調達するのを原則とする。

なお、補給処以外の部隊等において調達する必要がある場合は、補給処と十分調整を行い、同一方法により調達する。

#### 6 対象品目等の変更、追加及び削除

(1) 各補給処長は、優良部品対象品目の変更、追加及び削除を必要とする場合は、その都度別紙第2の様式により陸上幕僚長（補給統制本部長経由）へ上申する。

(2) 各補給処長は、調達採用部品及び銘柄の変更、追加及び削除を必要とする場合は、その都度前号の様式により補給統制本部長へ報告する。

#### 7 調達実績の通知

各補給処長は、年度ごとの調達実績を別紙第3の様式により毎年6月末までに補給統制本部長へ報告する。

#### 8 実施の時期

昭和49年度調達から実施するものとする。

添付書類：別紙第1～別紙第3

## 優良部品対象品目表

番号	品目	摘	要
1	エレメント	オイルフィルタ、フューエルフィルタ、エアクリーナ用	
2	フェーシング	クラッチ用（リベットを含む。）	
3	マフラー		
4	パイプ	エキゾースト用	
5	ファンベルト		
6	電球		
7	ライト	レンズ及びライティングスイッチを含む。	
8	ホーン	リレーを含む。	
9	コイル	イグニッション用	
10	ライニング	ブレーキ用（リベットを含む。）	
11	ミラー、レフレクタ類		
12	ガラス		
13	ワイパモータ	ブレード及びアームを含む。	
14	方向指示器	フラッシュユニット、リレースイッチ及びレバースイッチを含む。	
15	ベアリング	ボール、ローラ（ニードルを含む。）のみとし、かつ専用ベアリングは除く。	
16	スパークプラグ		
17	ボルト、ナット、リベット類	一般標準部品に属するもののみとする。	
18	バルブ	タイヤ用（キヤップは含み、ステムは除く。）	
19	ラバープレート	どろよけ用	
20	グリースニツプル		

注：装軌車両の対象品目は、ベアリング、ラバープレート及びグリースニツプルのみとする。

優良部品 対象品目  
採用部品  
銘 柄 変更、追加、削除の上申（依頼）書

区 分	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	銘 柄	理 由

寸法：日本産業規格 A 4

注

- 1 標題の対象品目は、採用部品及び銘柄のうち該当するものを○で囲む。
- 2 区分欄には変更、追加、削除のうち該当する区分を記入する。
- 3 物品番号欄以下は前項の区分のいずれの場合においても記入する。
- 4 変更の場合は現行内容を上部に記入し、その下部に変更内容を朱書するか又はアンダーラインを付して記入する。
- 5 理由欄
  - (1) 上申書の場合は優良部品としての調達の可能性及び経済性等について詳細に記入する。
  - (2) 依頼書の場合は銘柄の JIS 認定番号等補足資料を具体的に記入する。
- 6 採用部品の追加の場合はこの依頼書のほか優良部品規格に準じた資料を別葉として添付する。

## 優良部品調達実績表

令和 年度 優良部品調達実績表							
							補給処名
(1) 一連番号	(2) 部品番号	(3) 部品識別 コード	(4) 品名	(5) 調達数量	(6) 調達単価	(7) ((5)×(6)) 調達金額	(8) 備考

寸法：日本産業規格A4

注：同一品目を年度内に2回以上調達した場合は四半期の区分を備考欄に記入する。